

このリリースに関する連絡先:

三島 祐子
広報担当アシスタントマネージャー
03 6271 9408
yuko.mishima@bakermckenzie.com

プレスリリース

ベーカー&マッケンジー、三菱東京 UFJ 銀行による 邦銀初の FinTech アクセラレータ・プログラム 「MUFG Fintech アクセラレータ」を支援

【東京発 2016 年 5 月 25 日】

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（所在地：東京都港区、代表パートナー：ジェレミー・ピッツ）は、株式会社三菱東京 UFJ 銀行が主催する、邦銀初の FinTech アクセラレータ・プログラム「MUFG Fintech アクセラレータ」を支援しています。

「MUFG Fintech アクセラレータ」とは、国内初、FinTech 特化型のスタートアップ対象の支援プログラムです。決済、P2P レンディング、資産管理、デジタルバンキング、リスク管理、情報セキュリティ、デジタルマーケティング等のさまざまな事業領域において、ICT を用いて金融サービスを変えていく革新的なビジネスアイデアや、金融に関する課題を解決するビジネスアイデアを募集。書類や面接での選考を経て選ばれた 5 組の参加者に対し、3 月 18 日より 4 か月間の支援プログラムを実施しています。

ベーカー&マッケンジーの東京事務所における FinTech グループの代表を務めるギャビン・ラフテリーは、「私たちは、このようなエキサイティングな取り組みを実施するにあたり、パートナーとして三菱 UFJ フィナンシャルグループを支援することができ、光栄に思います。参加者の方々と一緒にプログラムに参加し、また彼らをサポートできることを楽しみにしています。金融法務サービスにおいて実務に長けた優秀な専門家を誇る当事務所は、国内または海外の FinTech 企業が関連する法規制を遵守しながら事業を展開していくための法的支援において、独自の強みを有していると思います。」と述べています。

本プログラムでは、ベーカー&マッケンジーの東京事務所から、金融サービス規制に精通する本間正人、そして情報通信分野での機密保持に詳しい達野大輔もメンターとして参加し、参加者への法的アドバイスを提供しています。

本プログラムに関する詳しい情報は、MUFG Fintech アクセラレータの[ウェブサイト](#)をご覧ください。

■本件における責任者



ギャビン・ラフテリー
銀行・金融グループ パートナー
03 6271 9454
gavin.raftery@bakermckenzie.com

オーストラリア、イギリス、日本の金融法務に経験を有する。ベーカー&マッケンジーのグローバル買収ファイナンスグループ代表、グローバル及びアジア太平洋地域の銀行・金融グループ運営委員会のメンバー、東京事務所の経営委員会メンバー。また、東京事務所のFinTechグループの代表も務める。Chambers、IFLR および Legal 500 において日本の銀行・金融分野の優れた弁護士として選出される。

■ベーカー&マッケンジーについて

ベーカー&マッケンジーは、47 か国 77 の事務所に 12,000 名以上を擁する国際法律事務所です。1949 年の設立以来、各国の言語およびビジネス環境に対する深い理解に基づく高品質のサービスを提供する法律事務所として知られています。2015 年 6 月 30 日決算期における収入は、24 億 3,000 万米ドルになります。ファームのエグゼクティブ・コミッティのチェアマンは、エデュアルド・レイテイが務めています。

www.bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカー&マッケンジーの東京事務所として 1972 年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカー&マッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

www.bakermckenzie.co.jp



ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。